

京都市訓令甲第13号

教育委員会事務局

高等学校

京都市教育手数料徴収事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成20年12月26日

京都市長 門川 大作

第2条を次のように改める。

(事務)

第2条 京都市立高等学校の校長（以下「校長」という。）は、次に掲げる手数料（以下「教育手数料」という。）の徴収に関する事務を取り扱う。

- (1) 京都市証明等手数料条例に規定する在学又は就学に関する証明書の交付に係る手数料
- (2) 京都府公立高等学校入学者選抜に係る京都市立高等学校関係手数料条例に規定する学力検査及び入学考査の手数料
- (3) 京都市立学校授業料等徴収条例に規定する入学科

第4条を削る。

第5条中「前条の証明書の交付に係る」を「第2条第1号に掲げる」に改め、同条を第4条とする。

第6条の前の見出しを削り、同条を第5条とし、同条の前に見出しとして「(帳簿及び報告書)」を付する。

第7条を第6条とする。

第8条中「翌月」を「調定があった日の属する月の翌月の」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第1号様式から第3号様式までの規定中「第6条関係」を「第5条関係」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)